

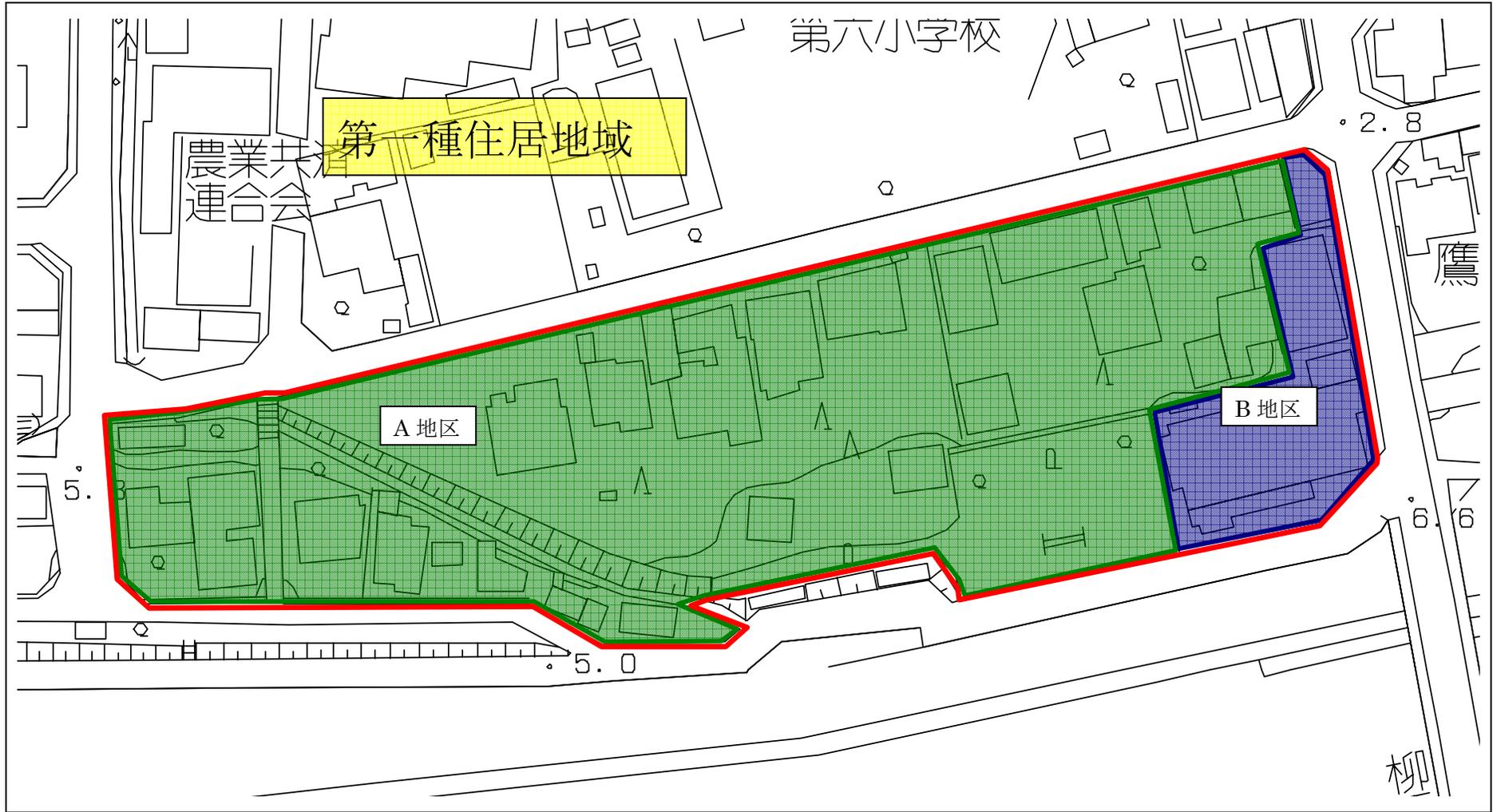
# 鷹匠町西地区計画

(平成23年 4 月 1 日告示第56号)

名 称	鷹匠町西地区計画	
位 置	高知市鷹匠町二丁目の一部	
面 積	約1.3ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、高知駅から南西へ約2kmの高知市の中心部に位置し、高知のシンボル鏡川と筆山の緑を背景とした閑静な住宅街である。 そこで、地区計画を策定することにより、自然と調和した良好な住環境の形成及び地区内の緑化を推進し、落ち着いた街並みの保全を図ることを目的とする。
	土地利用の方針	低層による住宅地を主体とし、良好な景観形成を図るため、敷地内の緑化に努め、豊かな自然と調和した落ち着いた雰囲気の住環境の保全と形成を図る。
	地区施設の整備の方針	本地区内における既存の地区施設の機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な住環境の形成及び保全を図るため、次に掲げる事項について必要な基準を定める。 (1) 建築物等の用途の制限 (2) 建築物等の高さの最高限度 (3) 建築物等の形態、意匠の制限 (4) かき又はさくの構造の制限 (5) 道路に面して自動販売機を設置しないこと。

地区の区分		A地区	B地区
		約1.1ha	約0.2ha
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は、建築することができない。 (1) 住宅  (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第130条の3で定めるもの  (3) 共同住宅  (4) 近隣住民を対象とした公民館及び集会所  (5) 診療所(患者の収容施設を有するものを除く。)  (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物  (7) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの  (8) 河川法第3条に規定する河川管理施設  (9) 前1号から7号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるもの及び畜舎を除く。)	第一種住居地域に建築可能なもの
	建築物等の高さの最高限度	14m  ただし、建築物の高さの算定については、令第2条第1項第六号ロの規定は、適用しない。また、規定の適用の際、現に存する建築物であって不適合部分を有するもの又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中の建築物であって、不適合部分を有するものが、規定の適用の日以降に行う次のいずれかの工事については適用しない。  ア 規定する高さの範囲内で行う増築又は改築の工事  イ 不適合部分における当該不適合部分の高さの範囲内で行う修繕または模様替えに係る工事	
	建築物等の形態、意匠の制限	(1) 建築物の外壁及び屋根の色彩の範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。ただし、既存のものについては、この限りでない。  ア R系又はYR系の色相を使用する場合は、彩度6以下  イ Y系の色相を使用する場合は、彩度4以下  ウ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下  (2) 屋外広告物の表示については、高知市屋外広告物条例施行規則(平成9年規則第88号)第2条第2項第1号に規定する第一種禁止地域等の例による。(ただし、既存の屋外広告物については、この限りでない。)  (3) 建築設備等は、道路からの景観に配慮し、周辺との調和を図る。	
	かき又はさくの構造の制限	道路境界面にはブロック塀を設けないこととする。ただし、既存のもの、フェンス等の基礎部分及び景観に配慮したものについては、この限りでない。	

区域は計画図表示のとおり



	地区計画区域
	A地区
	B地区